四日市市建設工事等に関する郵便入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事及び工事に係る測量、調査、設計等の委託 業務並びに工事に準じて発注する除草・剪定等の委託業務(以下「工事等」という。)に ついて、郵便による競争入札(以下「郵便入札」という。)を実施するに当たり必要な事 項を定めるものとする。

(郵便入札の対象とする入札)

第2条 郵便入札の対象とする競争入札は、四日市市契約施行規則(昭和39年四日市市規則第12号。以下「規則」という。)第23条の規定による一般競争入札に付するもの及び規則第27条の規定による指名競争入札に付するもののうち、予定価格を事前公表するものとする。ただし郵便による入札により難い事由がある場合はこの限りでない。

(入札の公告等)

- 第3条 郵便による競争入札において、一般競争入札に付するときは公告文に、指名競争 入札に付するときは指名通知書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 入札方法及び郵送方法
 - (2) 入札書の送付先
 - (3) 入札書の到着期限
 - (4) 入札 (開札) 日時
 - (5) 入札 (開札) 場所
 - (6) 入札回数

(参加申請)

第4条 郵便入札による一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告に示す提出方法により、一般競争入札参加資格確認申請書等を提出するものとする。ただし、事後審査型条件付一般競争入札については、この限りではない。

(入札の方法)

- 第5条 郵便による競争入札の入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印した うえ、所定の郵便入札専用封筒(又は所定の事項を記載した封筒)に封入し、第3条の 規定に基づき、入札公告又は指名通知書で指定された郵送方法により、指定された送付 先へ、指定された到着期限までに郵送するものとする。
- 2 入札公告に示す入札書の郵送期間終了後は、入札書の訂正、差し替え及び撤回は認め

ないものとする。

3 入札書の到着は、四日市郵便局の到着日付印の日付で判断する。なお、到着日付印の時間帯が「0-8」となっているものについては、当該日付印の前日に到着した郵便物として取り扱うものとする。

(入札の辞退)

第6条 郵便入札参加者は、入札書到達後においても、開札日の前日までは入札の参加を 辞退することができるものとする。この場合において、入札の参加を辞退しようとする 者は、入札辞退届を書面で提出しなければならない。

(入札の無効)

- 第7条 規則第13条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 参加資格のない者及び虚偽の申請をした者が行ったもの
 - (2) 入札金額を訂正したもの
 - (3) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したもの
 - (4) 入札書の郵送到着期限を過ぎて到着したもの
 - (5) 同一の入札について、同一の封筒に複数の入札書を封入し提出したもの
 - (6) 同一の入札について、複数の封筒を提出したもの
 - (7) 郵便による入札に使用する封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及 び入札件名の特定がし難いもの
 - (8) 郵便による入札に使用する封筒に記載された件名等と同封された入札書の件名 等が異なるもの

(開札の立会い)

- 第8条 入札書の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において、入札参加者の中から 選定した立会人1人以上を立ち会わせて執行するものとする。
- 2 立会人は、入札明細書の各者整理番号を基に、乱数表から無作為に抽出された数字に 対応する1者を選定するものとする。なお、選定した立会人が当該開札以降の入札に参 加している場合は、続けて立会人として選定できるものとする。
- 3 立会人は、入札参加者又は入札参加者に常時雇用されている者(以下「代理人」という。)とする。なお、代理人による立会いの場合は所定の立会人委任状を提出するものとする。
- 4 選定された立会人以外の者でも、当該入札に参加した者は、開札の立会いができるものとする。
- 5 開札時に立会人がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員が立会うものとする。

- 6 立会人は、開札時に立会人確認用紙に署名するものとする。
- 7 立会人は、開札においてくじ引が行われた場合、当該くじ引の内容が記録された抽選 記録用紙に署名するものとする。なお、立会人が複数名のときは、選定された立会人が 署名するものとし、第5項の規定により当該入札事務に関係ない職員が立会う場合は、 当該職員が署名する。

(くじ引による落札者等の決定)

- 第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるとき(総合評価方式においては、評価値の最も高い者が複数あるとき)は、直ちに、くじ引を行い落札者(事後審査型の場合は、落札候補者の順位)を決定する。
- 2 くじ引を行う対象となる者が当該入札に立会人として参加している場合は、その者が くじを引くものとする。この場合において、当該立会人がくじを引かない場合は当該入 札事務に関係のない職員によりくじを引くものとする。
- 3 くじ引を行う対象となる者が当該入札に立会人として参加していない場合は、当該入 札事務に関係のない職員によりくじを引くものとする。

(結果通知等)

- 第10条 入札結果の連絡は落札者にのみ連絡をするものとする。
- 2 入札結果は、四日市市建設工事公表要領に定める方法により公表するものとする。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成21年2月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成24年6月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成31年3月1日から施行する。